

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (**新設**) ・ 拡充 ・ 延長)

(農林水産省農村振興局土地改良企画課)

項目名	土地改良法の一部改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を予定している土地改良区が、農村地域の实情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを、土地改良法の一部を改正して措置したところであり、これに伴う税制面の措置をする必要がある。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）に基づき取りまとめられた「人・農地など関連施策の見直しについて」の中で、施策展開の方向として掲げられた農村をサポートする人材育成対策の具体的措置の一つとして、解散を予定している土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理を行える法人に組織変更できる仕組みを導入。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を余儀なくされる土地改良区について、引き続き法人格を維持して円滑に、簡易な施設の維持管理ができるよう、改正土地改良法で、組織変更（解散を予定している土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更）が措置されたことから、これに伴う所要の措置が必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出</p> <p>○ 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）</p> <p>9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 農用地の保全や地域資源の活用等により、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るとともに、情報通信基盤など生活インフラ等の確保や鳥獣被害対策等を推進し、農山漁村に人が住み続けるための条件整備を進める。 〈展開する施策〉 農村を支える新たな動きや活力の創出</p>
		政策の達成目標	なし
		租税特別措置の適用又は延長期間	なし
		同上の期間中の達成目標	なし
		政策目標の達成状況	なし
	有効性	要望の措置の適用見込み	現在、145地区において解散が見込まれおり、その中から本措置を適用する案件が出てくる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	組織変更の仕組みの適切な運用により、農村地域の実情に応じた農業用排水施設の持続的な管理が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	解散を予定している土地改良区に係る組織変更の仕組みを適切に運用するためには、組織変更に際しての課税関係の整理が必要であることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	なし
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	なし
		前回要望時の達成目標	なし
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
	これまでの要望経緯	なし	